

3. 医療費の助成(給付)について

7) 治療用装具

通院・入院中に医師が治療のために必要としたもののうち、各健康保険で治療用装具として認められているものについては、助成を受けることができます。

《対象》

各健康保険で治療用装具として認められているもの。(コレセット、サポーター、義足、義手など)

(注1)日常生活や仕事上で必要なものなどは、対象となりません。

(注2)身体的欠損、機能損傷を補うために必要な場合は、「補装具費給付」などの制度があります。

《手続き》

医師の指示により治療用装具を購入後、各健康保険の窓口で手続きをして下さい。

《必要なもの》

医師の証明書、装具の領収書、保険証、印鑑、被保険者の通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類

【担当】 (国保)洞爺湖町役場 住民税務課 国民健康保険係 電話 74-3002
(後期高齢)洞爺湖町役場 住民税務課 長寿・医療助成係 電話 74-3002
(社保)室蘭年金事務所 電話 0143-24-7101
(その他の健康保険) 各健康保険の窓口へ